

本庄市包括施設管理業務委託に係る公募型プロポーザル（施設説明会） 質問事項と回答

No.	施設	質問事項	回答	所管課
1	学校	改修工事が多く予定されているが、包括に係る総括責任者も工事事業者との定例会に参加した方がよいか。	大規模改修工事については外壁、屋上防水等の全体改修となります。当該工事の受注者とは市の方で対応する予定であり、特に参加していただくことは想定しておりません。	教育環境整備課
2	学校	窓ガラス等が割れた時などの緊急的な予算を学校がもっているか。	各学校に構造物修繕費として予算配分をしています。ただしガラス破損の場合、状況によっては保護者に負担してもらうこともあると聞いています。なお、10万円未満の小規模な修繕については学校の予算を優先して執行することとしています。	教育環境整備課
3	学校	10万円未満の修繕であっても所管課と学校のどちらが実施するか決まりはあるか。	現状特に決まりはございません。予算の状況や修繕の内容を勘案して決めています。	教育環境整備課
4	公民館等	修繕について、量などの単価契約をしているケースはあるか。	特に単価契約はしておりません。なお、畳の修繕については、基本的に小規模修繕契約希望者名簿へ登録されている事業者へ発注しています。	生涯学習課
5	本庁舎	ビルメンテナンス会社から2名配置しているとのことだが、その常駐員は修繕の対応はしているのか。	蛍光灯の交換やスイッチ類の修理など、簡単な修繕は対応いただいております。常駐員が対応できないような修繕については市の方で発注等対応しています。	資産マネジメント推進課
6	本庁舎	現在配置している常駐員と包括事業者における巡回点検者の住み分けはどういった形とするのか。現状の常駐員と市とで修繕対応を分ける場合等のルールはあるのか。	現状の常駐員と包括事業者との住み分けについては、優先交渉権者との協議とします。ルール等は特に定めておらず、修繕内容によって常駐員と協議しています。	資産マネジメント推進課